

# 平成 27 年度予算編成方針

## 総論

国が平成 25 年 8 月に策定した「中期財政計画」では、強い経済は国力の源泉であり、強い経済の再生なくして財政再建も日本の将来もないとの基本認識のもと、いわゆる「三本の矢」により早期にデフレを脱却、強い経済を実現していくとして、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組むことを目標としている。

しかしながら現実の経済情勢は、内閣府による平成 26 年 10 月の「月例経済報告」によれば「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続かなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」としており、消費税率増に伴う駆け込み需要の反動減及び実質所得の減等による想定外の景気下振れ等、景気の先行きについて楽観視できない状況である。

平成 27 年度における国の概算要求にあたっては、「中期財政計画」に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としている。

地方財政は、総務省の概算要求において、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「中期財政計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、地方交付税の算定については、経済再生の進展を踏まえて、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるとしており、経済対策枠を中心に減少が懸念される。なお、合併団体に配慮した算定方法を検討するとされているが、不確定要素が多く不透明な状態である。また、歳出面では、少子高齢化等の進展に伴う社会福祉関係経費の増加に加え、公共事業や地方財政対策などに伴い発行した公債費等の義務的経費が大きな負担となるなど、地方の財政運営は厳しさを増しており、財政健全化に向けた改革に取り組むことが重要である。

なお、政府は「地方創生」を掲げ、担当相を設置するとともに関連法案を国会に提出したが、現段階では具体策、関連予算ともに不透明であることから、今後の動向を注視し、臨機応変に対応可能な体制を整える必要がある。

本市の財政状況は、これまでの行財政改革の取り組みにより、平成 25 年度決算では、昨年度に引き続き市債残高は減少し、財政調整基金は増加するなど、健全化に向けた一定の成果が現れている。また、財政健全化法による将来負担比率は、対前年度比 12.2 ポイント下降し、79.4%と好転した。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、地方税や普通交付税の増に加え、人件費など歳出減の影響もあり、対前年度比 1.9 ポイント下降し、87.9%と同じく好転した。

今後の財政運営においては、景気回復が足踏みする中、市税や地方交付税の伸び

は期待できず、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、非常に厳しい状況になると予測される。

このような中、平成27年度の当初予算編成にあたっては、行財政の効率化と基盤強化を追求し、歳入に見合う財政構造への転換に向け、健全な財政運営の徹底に努め、創意と工夫をもってあらゆる方策を探り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、次の基本方針により取り組むものとする。

## 基本方針

平成27年度予算の総務省の地方交付税の概算要求額は、地方税収の増加を前提として、出口ベースで前年度予算比△8千4百5億円（△5.0%）の16兆4百50億円となっている。

これにより、本市における平成27年度の歳入一般財源総額は、前年度比で△6億円（△3.7%）となることを見込んでいる。加えて、今後の財政運営を勘案し、財源調整機能のある財政調整基金及び減債基金の取崩しを極力抑制した場合、多額の財源不足となり、厳しい予算編成になることが予想される。

よって平成27年度の予算編成にあたっては、30年後を見据えた持続可能なまちづくりを推進するため、政府の示す「地方創生」を契機とした小林市の創生に向けて全庁的に取り組むことを基調とする。なお、厳しい財政状況を職員一人ひとりが十分認識し、全庁を挙げて所要財源の積極的な確保を図るとともに、限られた財源の中で、市民ニーズに即した選択と集中による効果的・効率的な事業を推進し、市民と行政との協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目指すものとする。

### 1. 通年予算の編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と、年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改革に伴うもの、災害復旧に係るもの及びその他緊急を要するもの以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

### 2. 枠配分方式による予算編成

平成27年度の予算においては、昨年を引き続き、全ての部局等の一般会計を対象として枠配分方式による予算編成を実施する。

枠配分方式とは、各部局が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を行うため、配分された一定の予算枠に収まるよう、事業の取捨選択を行った上で、枠配分された一般財源と事務事業に係る特定財源をもとに予算を編成するものである。

枠配分額は、原則として平成26年度予算（9月補正後）における一般財源の額に消費税率の引き上げ等に伴う影響額を見込んだ額の90%とする。ただし、義務的経費、重点施策事業（本年度の施策評価二次評価において事業費を伴う拡大として指示された事業）、起債を財源とする事業、基金を財源とする事業等、査定対象経費は枠配分の対象外とする。枠配分の対象外事業及び特別会計は、従来同様の査定方式による予算編成を行うものとするが、歳入減少に鑑み、聖域なき歳出削減努力を求めるものである。

3. 小林市総合計画（後期基本計画）実施計画に沿った予算編成  
総合計画に掲げる「人々の知恵と融和で築くまちづくり」の基本理念のもと、「小林市総合計画（後期基本計画）実施計画」に沿って、計画的かつ最小の経費で最大の効果を得られる予算編成とすること。
4. 行政評価の反映  
平成26年度行政評価実施方針に基づき実施している、「事務事業評価」「施策評価」「外部評価」「指定管理者導入施設評価」の全ての結果を踏まえた予算編成とすること。
5. 行財政改革の推進  
新行政改革大綱及び実施プランに基づく2つの視点を強力に推進する予算編成とすること。
  - 改革の視点1 「市民と行政の協働のまちづくりの推進」
  - 改革の視点2 「健全で効率的・効果的な行財政運営の推進」
6. にしもろ定住自立圏共生ビジョンに係る事業  
「にしもろ定住自立圏共生ビジョン」に掲載する事業（えびの市、高原町と確認が取れている事業）のうち、予算を伴う事業について、漏れがないよう予算計上すること。  
また、定住自立圏共生ビジョンに係る事業のうち新規事業となるものについては、新規事業事前評価の対象とはせず、各市町首長で構成する協議会での事業承認をもって、事前評価で承認されたものとして取り扱うこととする。
7. 平成27年度重点事業（政策的経費）  
平成27年度重点事業として位置付ける主な事業は、以下のとおりとする。積極的に予算計上すること。

“30年後も持続可能なまちづくり”に資する、地方創生事業、人口問題対策事業、女性等活躍促進事業及び定住促進事業

8. 新規事業に対する財源確保  
新規事業については、社会情勢の変化等により新たに必要となった市民サービスへの対応等であることを鑑み、目的、成果、費用対効果及び後年度負担などを検討することはもちろんのこと、併せて既存事業の見直し（スクラップアンドビルドの視点）や補助事業等特定財源の活用も十分検討し、財源確保に努めること。  
なお、要求にあたっては、新規事業事前評価（二次評価会議）の結果、承認された事業であることを原則とする。
9. 投資的経費  
投資的経費については、厳しい財政状況の中で、事業の必要性、緊急性、投資効果等を考慮し、市民の行政需要の優先度を判断した上で配分を行うこととする。また、計画にあたっては、維持管理経費等の後年度負担にも配慮すること。

#### 10. 合併による効果

新市の一体性や均衡ある発展に資する事業については、財政支援措置を有効に活用するとともに、合併による効率性を追求し、歳出の削減効果を最大限に反映させなければならない。

#### 11. 合併調整済の経費

平成27年度は、旧野尻町との合併から実質的に6年目であり、合併協定項目、事務事業の一元化による調整方針等の協議に沿った要求を行うこと。

#### 12. 未利用財産について

現在、総務省の指導のもとバランスシートを整備しているところであり、その中で財産の把握と台帳の整備を行っている。これは、資産・債務改革として遊休資産の把握と、その売却・活用について検討することを求めたものであり、未利用財産についてはその整理について早急に検討すること。

#### 13. 消費税率引上げへの対応

平成27年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げとなる予定であり、歳入歳出両面にわたって遺漏のないよう対応すること。ただし、景気動向等に配慮し先送りとなる可能性もあるため、執行時期（9月以前・10月以降）を予め整理し、引き上げ時期の変動にも対応できるようにすること。なお、予算要求時点では10月から引き上げられるものとして計上すること。

### 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国・県の制度改正の動向等の情報収集に努めること。また、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

#### 1. 市税

歳入に占める市税の重要性を認識し、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど収納率の向上に最大限の努力を払うこと。

#### 2. 使用料及び手数料

住民負担の公平性及び受益者負担の原則にたち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況等を十分に検討のうえ見直しを行い、年間収入見込み額を計上すること。また、各施設利用における減免規定の適用についても、妥当性等を考慮し、見直しに向けた検討を行うものとする。

#### 3. 国・県支出金

国・県支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保

に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。

#### 4. 分担金及び負担金

事業の性格、規模等から適正な負担を求め、法令・条例等に基づき、また他自治体の状況等を十分に検討した上で、確実な収入見込み額を要求すること。

#### 5. 市債

地方交付税算入措置のある有利な地方債の活用を原則とし、市債残高の縮減と公債費負担の適正化を図るため、当該年度償還元金以内の市債発行とし、合併特例債及び過疎債についても、その有効な活用方法について検討する。

### 歳出に関する事項

歳入の増が見込めない状況を深く認識し、歳出予算の計上にあたっては、限られた予算の中で実施すべき事業の優先度を精査し、スクラップが可能なもの（優先度の低いもの）はスクラップすることを基本とする。

その上で、既存事務事業の統合や縮小を検討し、真に必要なものだけを要求すること。

#### 1. 扶助費

類似団体と比較すると、本市の扶助費の決算額及び経常収支比率に占める割合は、平均値を大きく上回っており、市の財政を圧迫する原因となっている。従って、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

また、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積りを行うこと。

#### 2. 負担金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめること。

#### 3. 物件費

事務事業の抜本的見直し及び創意工夫を行うことで、効率的な運用を心がけ、全般的な節約に努めるものとする。

特に委託料については、委託内容や回数等について検討を行い、職員で対応可能かどうかの見直しを行うこと。

#### 4. 市単独事業費

事業の必要性、緊急性、補助事業費との関連等について十分検討し、真に市民生活の質の向上と地域の活性化に資するものを優先する。

## 5. 補助事業費

国・県の予算編成の動向に留意するとともに、投資効果を十分考慮の上で、長期的観点から効果的に投資が行われるよう綿密な事業計画を立てて要求するものとする。また、負担額及び補助率が明確でないものについては、特に慎重な対応を行うこととする。

## 6. 補助金等

市の厳しい財政状況を踏まえ、補助金については目的、効果等について可能な限り客観的な分析を加え、既存補助金の廃止を含め徹底した整理合理化を行うものとする。なお、新規補助金については、原則として終期を設定し、その財源については、既存の補助金の廃止又は縮減により対応することとする。また、既存補助金について、創設から3年以上経過したものは、現下の社会状況下における必要性をゼロベースで見直し、真に必要なもののみを計上すること。

国・県支出金等の財源のある補助金についても、同様の取扱いとする。

## 7. 貸付金

貸付の目的、効果、資金需要等を考慮し、その対象、方法及び条件について検討を加え、真にやむを得ないものに限定するとともに、貸付規模については、過去の実績にこだわることなく最小限にとどめるものとする。

特に、無利子及び低利なものについては、大変厳しい財政事情であることから、状況を精査した上で金利設定の見直しに向けた検討を行うものとする。

## 8. 細々目の取扱い

予算要求における、細々目（共通、小林、須木、野尻）の基本的な取扱いは、小林、須木、野尻に共通する事業については、一体性の確保と、事務効率化の観点から「共通」を使用し、さらに、予算執行時に「執行委任制度」により執行すべきものについては、執行委任制度によることとするが、共通する事業であっても、別々に計上することが容易かつ合理的である場合には、「小林」「須木」「野尻」として要求できるものとする。

## 9. 特別会計及び公営企業会計等に関する事項

特別会計についても、要求は一般会計に準じることとし、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努め、一般会計からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。